

## 令和7年度 東京都水防計画の主な改定ポイント

### 1 令和7年度 水防上注意を要する箇所

- 現場精査の結果、都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を改定する。

種別	基準	箇所数(延長)		
		令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	82箇所 (27,210m)	81箇所 (27,170m)	△1箇所 (△40m)
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	6箇所 (1,640m)	4箇所 (1,580m)	△2箇所 (△60m)
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意する箇所	9箇所 (2,270m)	9箇所 (2,310m)	0箇所 (40m)
りっこう 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23箇所 (497m)	23箇所 (497m)	0箇所 (0m)
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	107箇所 (13,265m)	117箇所 (17,581m)	10箇所 (4,316m)
合計		227箇所 (44,882m)	234箇所 (49,138m)	7箇所 (4,256m)

【改定箇所】

資料編 4 資料 4.1 水防上注意を要する箇所(都管理河川)

### 2 水位周知河川（入間川）の新規指定及び運用

- 「氾濫危険水位」に到達したときに、東京都（河川管理者）が単独で「氾濫危険情報」を発表。
- 洪水時の自主避難、関係区市による水防活動や避難情報発表等の判断に活用。
- 令和7年度より運用開始。

【改定箇所】

第4章 防災情報 4.5.2 水位周知河川(都管理)

### 3 水位周知海岸における高潮特別警戒水位の変更

- 「高潮浸水想定区域図作成の手引き」及び「高潮特別警戒水位の設定の手引き」\*改定に伴い、令和6年12月に高潮浸水想定区域図を改定、令和7年4月に高潮特別警戒水位を変更

※災害対策基本法改正（令和3年5月）に基づき、避難指示（警戒レベル4相当）から緊急安全確保（警戒レベル5相当）に変更

【改定箇所】

第4章 防災情報 4.5.5 水位周知海岸(都管理)